

学校法人愛知学院科学研究費助成事業取扱規程

平成24年4月1日施行

(趣旨)

第1条 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部(以下「本学」という。)における科学研究費助成事業(科学研究費補助金)及び科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(以下「科研費」という。)の事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第225号)及び科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)その他の関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(申請等の事務)

第2条 文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会(以下「文科省等」という。)に対する科研費の申請及び交付申請書記載内容に係る変更・報告等に関する事務は、研究支援課及び短期大学部事務室において行う。

(研究費等の管理)

第3条 科研費の交付を受けた者(分担金の配分を受けた研究分担者を含む。(以下「研究者」という。))に係る研究費及びその関係書類は、本学が管理することとし、用度課、会計課及び会計課(日進経理事務室)ほか関係部署において、これを取扱うものとする。

(設備等の寄贈・返還)

第4条 研究者は、科研費の直接経費(以下、「直接経費」という。)により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)を本学に寄贈するものとする。

2 前項の場合において、研究者が本学以外の研究機関に所属することとなったときは、その求めに応じて、当該設備等を研究者に返還するものとする。

(間接経費の譲渡)

第5条 科研費の間接経費(以下「間接経費」という。)の交付を受けた研究者は、当該間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 前項の場合において、研究者が本学以外の研究機関に所属することとなったときは、当該研究者に係る直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究者に返還することとする。ただし、当該研究者が新たに所属することとなった研究機関が、間接経費を受け入れないこととしている場合は、これを適用しない。

(研究支援者の雇用)

第6条 科研費により研究者の研究遂行に必要な研究支援者を受け入れる場合の取扱いについては、学校法人愛知学院における科学研究費助成事業による研究支援者雇用取扱要領(平成24年4月1日施行)の定めるところによる。

(経理事務の取扱)

第7条 直接経費に係る経理事務については、学校法人愛知学院経理規程(昭和50年4月1日施行)、科学研究費助成事業マニュアル及びその他関連規程等により取扱うこととする。

(設備等取得の取扱)

第8条 直接経費により設備等を購入する場合の手続等は、調達規程(昭和52年4月1日施行)及び科学研究費助成事業マニュアルにより取扱うこととする。

(出張旅費)

第9条 直接経費により研究者が国内出張する場合の旅費については、愛知学院国内出張規程(平成26年4

月1日施行)、愛知学院自家用自動車利用規程(平成26年4月1日施行)、愛知学院レンタカー利用規程(平成24年4月1日施行)及び科学研究費助成事業マニュアルにより取扱うこととする。

2 直接経費により研究者が海外出張する場合の旅費については、愛知学院海外出張規程(平成26年4月1日施行)及び科学研究費助成事業マニュアルにより取扱うこととする。

(謝金)

第10条 直接経費により研究への協力をする者に支払う謝金の単価及び支払手続き等は、科学研究費助成事業マニュアルにより取扱うこととする。

(内部監査)

第11条 別に定める「学校法人愛知学院公的研究費内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、毎年度その実施状況及び結果について文部科学省に報告することとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃については、学内理事会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科研費に係る事務の遂行上必要となる事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。